

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年10月22日 09時50分ごろ
発生場所	香川県小豆島町大角鼻南方沖 大角鼻灯台から真方位152° 407m付近 (概位 北緯34° 25.8′ 東経134° 20.4′)
事故の概要	プレジャーボートNASUⅢは、東北東進中、また、プレジャーボートF.SSKは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート NASUⅢ、5.5トン OY2-745（漁船登録番号）、個人所有 第243-37688号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート F.SSK、2.6トン 260-50051兵庫、飾磨整備株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ干潮時
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りをを行う目的で岡山県玉野市宇野港を出港し、香川県高松市庵治漁港北方沖で釣りを行った後、小豆島町小福部島南東方沖の釣り場に移動した。 船長Aは、魚群探知機に魚影があまり映っていなかったため小豆島町風ノ子島付近の釣り場に移動することとし、小豆島町大角鼻南方沖に向け、約18ノットの対地速力で東北東進を開始した。 船長Aは、操縦席に腰を掛けて前屈みになり、操舵リモコンにより手動操舵で航行を続け、大角鼻南方沖に差し掛かった頃、突然、衝撃を感じ、B船と衝突したことを認めた。 A船は、船長Bの通報により来援した海上保安庁の巡視艇の指示に従い、自力航行で小豆島町坂手港に入港した。 船長Aは、本事故後、操縦席で前屈みになった姿勢で前方を見ると、操舵室前面窓中央に設置された旋回窓の中心にあるモーター部分が水平線の高さとなって死角が生じることを知り、本事故当時、B船

	<p>が同死角に入っていて認識できなかったと思った。</p> <p>船長Aは、ふだん、操縦席で背筋を伸ばして操船するようにしていたが、本事故当時、無意識のうちに前屈みになって操船していた。</p> <p>船長Aの健康状態は、本事故当時、良好であった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りをを行う目的で、兵庫県姫路市妻鹿漁港を出港し、大角鼻南方沖の釣り場に到着し、船首を南東方に向けて漂泊した。</p> <p>船長Bは、右舷船尾にある座席に腰を掛け、右舷船首方（南南東方）を向いて釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、漂泊を開始した時、東進してB船に接近するA船を右舷船尾方に認めたが、A船がB船の船尾方を通過するよう見えただので、漂泊したまま釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、しばらくして右舷船尾方を見たところ、A船は、距離が約300～400mで、B船の船尾方を通過するよう見えていたが、その約30秒後に右舷船尾方を見たところ、A船が間近に迫っていることを認め、どうすることもできず、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、本事故の発生を118番通報し、来援した海上保安庁の巡視艇の指示に従い、自力航行で坂手港に入港した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、大角鼻南方沖を東北東進中、船長Aが、操舵室前面の旋回窓のモーターによって船首方に死角が生じる姿勢で航行を続けたことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大角鼻南方沖で漂泊中、船長Bが、右舷船尾方から接近してくるA船がB船の船尾方を通過すると思い、漂泊しながら釣りを続けたことから、間近に迫ったA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、大角鼻南方沖において、A船が東北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、操舵室前面の旋回窓のモーターによって船首方に死角が生じる姿勢で航行を続け、また、船長Bが、右舷船尾方から接近してくるA船がB船の船尾方を通過すると思い、漂泊しながら釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行中、自身の体勢によって死角が生じる場合は顔を左右に振って死角を補うなど、常時、適切に見張りを行うこと。</li> <li>・船長は、漂泊中、他船が接近していることを認めた場合、安全に通過すると予断せず、余裕のある距離を保って通過することとなるよう他船の動静を監視し、必要に応じて注意喚起及び避航措置を採ること。</li> </ul>